# 車両基地軌道桁塗替塗装工事 特記仕様書

## 1. 総 則

この工事は、鋼道路橋仕様及び千葉市の基準によるほか、添付図に基づき施工すること。また、下記の法・規則についても十分内容を把握して施工すること。

- (1) 千葉都市モノレール運転取扱心得及び運転関係規則 (線路閉鎖取扱規程、災害対策基準、構造基準)
- (2) 騒音規制法
- (3) 振動規制法
- (4) 労働安全衛生法
- (5) 千葉市土木工事施工管理基準

#### 2. 工事範囲

・車両基地(上線) KP4~KP7(複線)、KP9~KP24、KP24~KP29(複線)の軌道桁上面

#### 3. 施工計画書

この工事の施工に先立ち、施工計画書を作成し、工事監督員の承諾を受けること。

#### 4. 工事目的

腐食状況の酷い軌道桁上面の塗替塗装を行い、長寿命化を図るものである。

#### 4-1. 一般

- (1) 本工事の塗装に関する技術基準は以下の通りとする。
  - ·鋼道路橋防食便覧 平成 26 年 3 月 公益社団法人日本道路協会
  - ·鋼道路橋塗装·防食便覧資料集 平成22年9月 公益社団法人日本道路協会
- (2) 前項の技術基準に加え以下を参考資料とする。下記以外に、本工事に関して新たに参考とすべき図書や基準が必要となった場合は、工事監督員と協議すること。
  - ・鋼構造物塗膜調査マニュアル JSS IV 03-2018 平成30年2月1日改正 一般社団法人日本鋼構造協会
- (3) 本工事の施工は、「鉛等有害物を含有する塗料の剥離やかき落し作業における労働者の健康障害防止について(平成 26 年 5 月 30 日 厚生労働省労働基準局安全衛生部)」、「鉛中毒予防規則」、「PCB廃棄物特別措置法」、「低濃度PCB廃棄物収

集・運搬ガイドライン (平成25年6月 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部)」等の関係法令に基づいて適切に実施すること。

## 5. 工事内容

# 5-1. 塗装工

(1) 塗装系は、以下を標準とする。

# 標準部 (軌道桁)

塗装工程	塗料名	使用量 (g/m2)	塗装色	前工程との 塗装間隔
素地調整	4種	_	_	-
補修塗	素地調整軽減剤	100	_	4時間以內
下塗	弱溶剤変性エポキン樹脂塗料	200	グレー	3 時間~3 日
下塗	弱溶剤変性エポキン樹脂塗料	200	赤錆色	1 日~10 日
中塗	弱溶剤形ふっ素樹脂塗料中塗	140	白	1日~10日
上塗	弱溶剤形ふっ素樹脂塗料上塗	120	3.8Y 7.5/1	1日~10日

<sup>※</sup>下塗について、上記の塗装系を標準とするが、上記塗装系に相当する塗料を使用する場合は、監督員と協議の上、承諾を得ること。

(2) 本工事に従事する塗装工は、公共施設鋼構造物の塗装工事に十分な経験を有するものであること。

# 5-2. 添接部ボルト塗装工

(1) 工事区間における添接部ボルト部分(N=1,568 箇所)において、標準部と同様の塗装を施すものとする。

# 5-3. 腐食部下地調整工

(1) 工事区間における著しい桁上腐食部(1箇所、400mm\*3,030mm)おいて、以下の仕様で下地調整を施し、硬化を確認した上で、下塗り以降の塗装(標準部と同様)を行うものとする。

塗装工程	塗料名	使用量 (g/m2)	塗装色	前工程との 塗装間隔
プライマー	素地調整軽減材	500	-	-
下地形成	速乾圧膜型エポキシ樹脂塗料	1,000	-	直ちに~7日

<sup>※</sup>下地形成後の下塗との塗装間隔については、監督員と協議の上、決定するものとする。

#### 6. 諸 届

- (1) この工事に伴う諸官署その他への手続きは、受注者の負担において行うこと。
- (2) この工事においては、施工管理者(工事管理者)を置かなければならない。なお、 施工管理者はあらかじめ経歴書を提出し、監督員の承諾を受けなければならない。

# 7. 工事報告

作業中に、構造物の異常等を発見した場合は、ただちに監督員に報告すること。

#### 8. 工事の作業区分・作業申請

(1) 工事の作業区分は、下表の昼間作業を基本とする。作業区分で定められた施工内容を変更する場合は、監督員の承認を得るものとする。また、監督員からの指示により作業区分で定められた施工内容を変更する場合は、それに従うこと。

作業区分	作業時間	施工内容
昼間作業	8:30~17:00	すべての作業

(2) 工事実施に先立ち、下記書類を監督員に提出し、承認を得ること。

作業区分	提出書類
昼間作業	作業申込書

#### 9. 事故防止

- (1) 本工事の施工にあたって、監督員及び関係箇所と打合せ連絡を綿密に行い、列車の運行に支障・迷惑を及ぼさないよう工事を進めること。
- (2) 本工事は、モノレール保守作業と関連するため、お互いに協力し工事工程及び施工順序について十分打合せ、モノレール保守作業に支障を与えないようにすること。
- (3) 夜間は十分な照明設備を設け、作業の安全を確保するとともに、旅客公衆に迷惑が及ばないようにすること。
- (4) 車両留置区域の入退場及び軌道桁上作業にあたっては、工事管理者の管理のもと、 事故防止並びに車両の往来に支障の無いよう万全を期すこと。

# 10. 整理整頓

本工事において、施工現場内は常に整理整頓及び清掃を行い、通行等に支障を与えないようにすること。

#### 11. 騒音防止

- (1) 本工事にあたっては、騒音規制法に抵触しないよう、騒音防止の措置を講じて作業すること。
- (2) 本工事に使用する機械については、防音型を使用すること。

# 12. 提出書類

請負者は、次の書類を提出すること。

- (1) 施工前(着工書類)
  - ア 着手届
  - イ 現場代理人届及び主任技術者(又は監理技術者)届
  - ウ 施工計画書
  - エ 工程表(必要に応じて)
  - オ その他監督員の指示によるもの

# (2) 施工中

- ア 作業申込書(昼間作業)
- イ 施工打合せ票(夜間作業)
- ウ 週間工程表(必要に応じて)
- エ 月間工程表(必要に応じて)
- オ その他監督員の指示によるもの
- (3) 竣工時(竣工書類)
  - ア 工事完成届
  - イ 目的物引渡書
  - 立 工事完成図書(施工計画書、下請業者選定通知書、施工体制台帳、施工体系図、再下請通知書、品質管理調書、出来形調書、塗膜厚測定表、竣工図、工事写真台帳)
  - エ マニフェスト
  - オ その他監督員の指示によるもの

以上